

## 附属書 A

### (規定)

### 診断及び検査要領

#### A.1 検査の目的

検査の目的は、要修理品等に対し必要に応じ分解等を行い、その機能及び状態等又は整備作業の良否について確認し、判定する。

#### A.2 検査の種類

検査の種類は、診断（初度検査）、工程中の検査及び完成検査とする。

#### A.3 検査の方法

検査の方法は、目視により行うことを原則とする。ただし、目視による方法のみでは検査の実施が困難である場合は、機能（作動）試験又は測定によって行わなければならない。

#### A.4 検査の実施要領及び判定の基準

検査の実施要領及び判定の基準は、要修理品等の特性、使用環境等及び整備作業の種類に応じて適正に設定しなければならない。また、要修理品等に対する検査の項目、内容及び判定基準等は次による。

**a) 検査の項目及び内容** 修理品等に対する検査の項目及び内容は、表 A.1 の項目 1～項目 110 の中から、それぞれの要修理品等に応じて、該当する項目（品目）を選んでそれぞれの内容について検査する。

**b) 判定の基準** a)の検査内容について目視検査、機能（作動）検査又は測定した結果に対する良否の判定は次の基準による。

- 1) 技術資料等により個別に数値等で明確に示されている場合は、これにより判定する。
- 2) 外観、異音等それぞれの検査実施者の主観に影響されるものについては、当該要修理品等の個別仕様書に示す整備作業の種類に応じ区分して設定し判定する。

#### A.5 診断（初度検査）の目的及び実施要領

診断（初度検査）の目的及び実施要領は、次による。

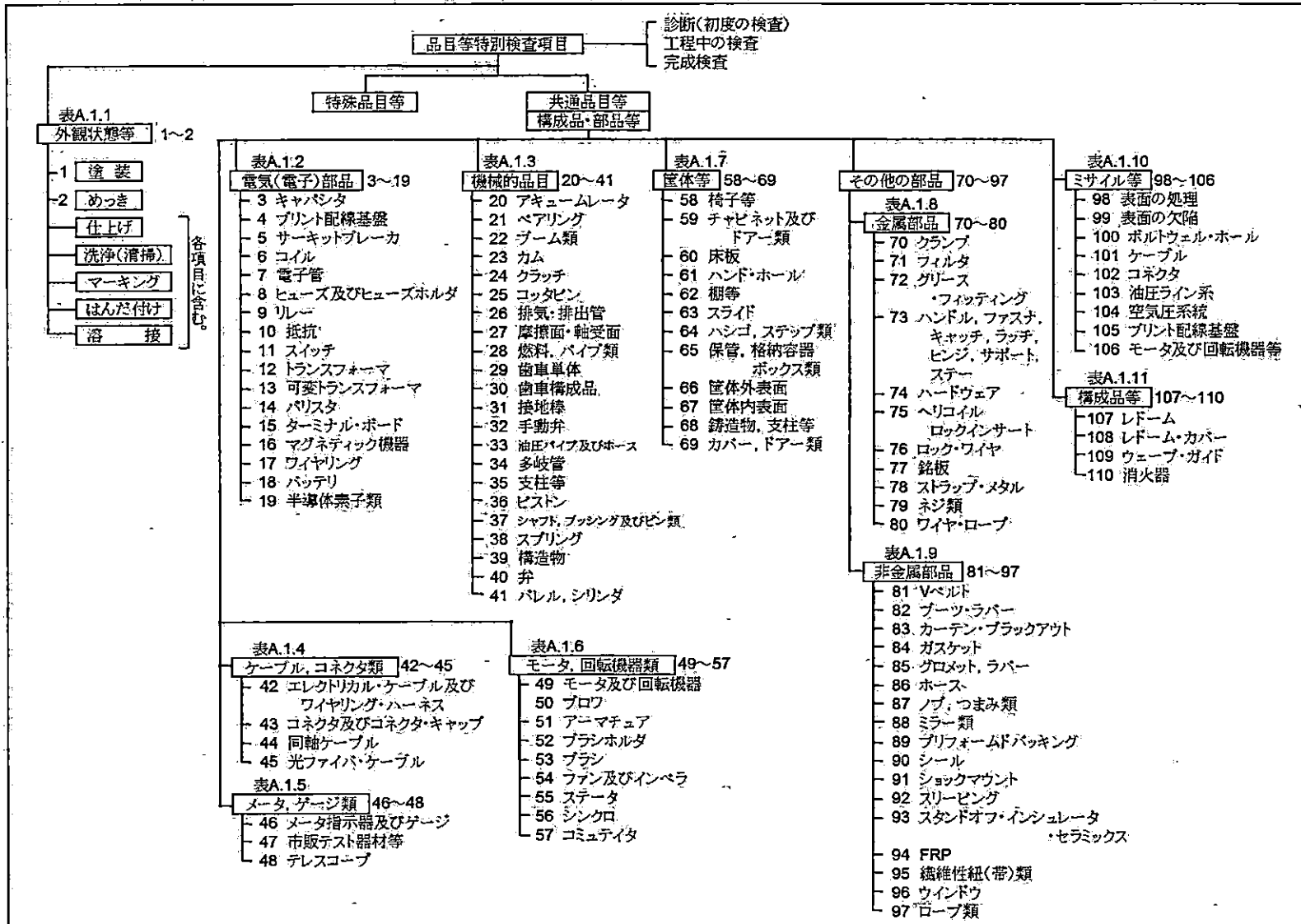
**a)** 要修理品等に対し、その機能、性能、状態等の良否について確認し、判定して、以後の修理作業の範囲、内容、程度等を要求する整備作業の種類に応じた判定をする。ただし、分解の範囲は、必要最小限とする。

**b)** 判定の優先順位は、整備作業の種類に応じて信頼性、品質又は機能の回復維持を主眼として次の優先順位をもって判定する。

- 1) **故障部位** 要修理品等の機能、性能の回復に必要な故障部位に対する修理作業を最優先に決定する。

- 2) **機能部位** 要求する整備作業の種類に応じて、機能、性能、品質又は信頼性の維持に必要な部位に対する修理作業を決定する。
- 3) **構造部位** 要求する整備作業の種類に応じて、機能、性能、品質又は信頼性の維持に必要な構造部位に対する修理作業を決定する。
- 4) **外観状態等** 特に要求した場合又は整備作業の種類に応じた機能、性能、品質又は信頼性を維持する上で影響すると判断される場合、塗装、めっき、仕上げ、洗浄（清掃）、マーキング、はんだ付け及び溶接等外観状態等の修正に必要な修理作業を決定する。

表A.1-検査の項目及び内容



注記1 要修理品等の特性に応じて該当する項目(品目等)を適用する。  
 注記2 内容は、次ページ以降の項目1~110による。

表 A.1.1－外観状態等

項目	区分	検査内容
1	塗 装	<p>1 規定の塗装及び色彩</p> <p>－注意－</p> <p>装備品等の塗装は、個別に示す塗料及び色彩でなければならない。装備品等から取外した構成部品等については、現塗装と同一又は近似のものとする。</p> <p>なお、部分塗装については上記にかかわらず周囲に最も近似した塗装を行う。ただし、導電性塗料が使用されている器材で、銀入エポキシ系塗料（MIS-20243）が塗布されている場合は、銅入ポリウレタン系塗料（MIS-41252）へ変更する。</p> <p>2 塗装面の過剰な塗装，流れ，たれ，気泡，汚れ，はがれ，粒子の過大，塗装皮膜の過小（大）</p> <p>3 母材面との粘着不良（浮き上がり）</p> <p>4 塗装面の不均一，不斉一，被覆能力不良，光沢の不具合</p> <p>5 屋外塗装面の腐食（又はその兆候），脱落，傷，ひび，劣化</p> <p>6 シェルタ等の屋内塗装面（天井，壁面，コンソール又はキャビネットの外面等）の不統一，汚れ</p> <p>7 摺動部分，透明プラスチック，ガラス部分等の不要（不適切）塗装</p> <p>－注意－</p> <p>上記各項について不具合箇所を再塗装する場合は，当該箇所に限定して部分修正することを原則とする。ただし，その不具合の範囲が当該表面全体の50%以上（分散して不具合のある場合は，その総和）の場合は，全面塗装を原則とする。</p>
2	めっき	<p>1 めっき面の粗雑，粒子の過大，剥離，気泡，膨らみ，多孔溜，焼痕，エッジ部分のめっき過多，その他有害な欠陥</p> <p>－注意－</p> <p>(1) 表面のしみ，焼付による多少の変色については，不具合としない。</p> <p>(2) 銀めっきの表面が酸化銀又は硫化銀のため黒色に変化した状態（変色・曇り）は許容する。</p> <p>2 カドミウムめっきについては，表面の白色の腐食生成物質の付着</p> <p>3 上記以外については，個別仕様書で示す。</p>

表 A.1.2-電気（電子）部品

項目	区 分	検査内容
3	キャパシタ (コンデンサ)	1 識別性 (数字, カラーコード等) 2 ケースの破損, ひび割れ, 膨らみ, 漏れ, 変色又は変形 3 取付状態 (緩み, 極性)
4	プリント配線基板	1 ヒューズ・ホルダの緩み 2 ヒューズの規格 (タイプ, アンペア), 溶断 3 接触面の汚れ, 腐食, 凹み, 焼跡 4 取付金具類の欠品, 破損
5	サーキット・ブレーカ	1 取付状態 (堅固), ひび割れ, 膨らみ, 焼損, 変色又は破損 2 オイル又は充填物の漏れ, その形跡 3 接点の状態 (清掃, 形状, 接点抵抗) 4 外被のひび, 割れ, 裂け, 腐食
6	コイル	1 取付状態, 破損, ひび割れ, 焼損, 膨らみ, 変色 2 オイル又は充填物の漏れ, その形跡 3 可変用タブの欠け, 脱落
7	電子管 (真空管)	1 電子管本体のひび, 割れ, 破損, がたつき 2 ピンの腐食, 曲がり, 折損 3 電子管のタイプ, 差込状態 4 陰極線管 (C.R.T) の蛍光面の焼け 5 キーの破損 6 クランプの緩み, 割れ, 欠け, 破損 7 ソケットのひび, 欠け, 破損, 緩み, ターミナルの破損 8 シールド, クランプ等の保持金具の曲がり, 欠品
8	ヒューズ及びヒューズ・ホルダ	1 ヒューズ・ホルダの緩み 2 ヒューズの規格 (タイプ, アンペア), 溶断 3 接触面の汚れ, 腐食, 凹み, 焼跡 4 取付金具類の欠品, 破損
9	リレー	1 巻線及び絶縁物の変色, 焼け, 破損

表 A. 1. 2 電気（電子）部品（続き）

項目	区分	検査内容
9	(続き)	2 ケースの変色，ひび，割れ，膨らみ 3 部品又は取付金具類の破損，緩み，欠品 4 底部の端子絶縁物のひび，割れ，欠け，汚れ 5 ピンの破損，欠損 6 端子の結線，はんだ付け又は端子ネジの締め付け 7 リレーのタイプ（P/N）等
10	抵抗（共通）  (可変型抵抗)	1 破損，ひび割れ，欠け，膨らみ，焼け，変色 2 結線接続状態（はんだ付け，締め付け） 3 各抵抗の配置整頓状態 4 両端リード線の曲げ状態，スリーブの要否 5 識別性（数字，カラーコード） 6 円滑な作動，ひっかかり 7 取付金具類の緩み，欠品，破損
11	スイッチ（共通）  (1) マイクロスイッチ (2) 押しボタンスイッチ (3) フッシュブル型スイッチ（インタロック用スイッチ）  (4) ロータリスイッチ  (5) サーモスタット（感熱型）スイッチ	1 各作動位置への作動状態 2 取付状態（緩み，方向） 3 ノブ，レバー等の取付状態 4 各作動位置における接点のガタ 5 端子のはんだ付け又はネジの締め付け 6 接点の状態（汚れ，凹み，溶融，炭化，接点抵抗） 7 作動部分のひっかかり 8 オン，オフの軽快な切り替わり 9 作動棒（プランジャ）の円滑作動 10 作動棒のオーバライド位置での静止及び現位置へのもどりの円滑 11 絶縁物，ウェーハ，接点板及び隔板の汚れ，欠け，ひび割れ，破損 12 ノブの指示部と各作動位置の表示の合致 13 各位置への切り替わり 14 オン，オフの作動温度の値（測定）

表 A. 1. 2- 電気 (電子) 部品 (続き)

項目	区 分	検 査 内 容
11	(続き) (6)トグル・スイッチ  (7)セレクト・スイッチ (機械式)	15 ブーツのひび割れ, 破れ, 劣化 16 取付方向 17 作動状態 (円滑, 確実) 18 接点の状況 (新品同様) 19 プランジャの状態 20 コネクタ・リングの腐食, 凹み 21 適度の注油 22 防塵用ゴムシール (新品同様)
12	トランスフォーマ	項目 16 による。
13	可変型トランスフ ォーマ	1 取付状態 (緩み) 2 巻線の緩み, バリ, 破損 3 ブラシの緩み, 破損, ひび割れ, 欠け, 摩耗 4 ブラシの作動状態 (作動の範囲, 接触面, 経路) 5 マーキングの不明確, 不確実
14	バリスタ	1 緩み, ひび割れ, 欠け, 焼け, 膨らみ, 破損 2 端子の短絡
15	ターミナル・ボー ド (端子盤)	1 絶縁物のそり, 欠け, ひび割れ, 破損 2 端子のその他の金属部分の曲がり, 破損, 欠品 3 各端子の結線の緩み (はんだ, 締め付け) 4 取付金具の破損, 緩み, 欠品
16	マグネティック機器 (インダクタ, シールド型 パワーサプライ, リアクタ, トランスフォーマ)	1 外被のめくれ, 剥がれ, 欠け, ひび割れ, 破損 2 充填物の漏れ, その形跡 3 ケースの永久歪み, 凹み, 傷 4 端子の曲がり, 折損 5 端子のネジ, ナット, ワッシャ類の損傷, 破損, 欠品, 緩み
17	ワイヤリング (配線)	表 A. 1. 4 の項目 42 による。
18	バッテリー	1 規格 (電圧, 電流, 容量) 2 ケースのひび割れ, 漏れ, 損傷

表 A. 1. 2—電気（電子）部品（続き）

項目	区 分	検査内容
18	（続き）	3 ターミナルの腐食，緩み 4. バッテリ液の状態（液量，比重，出荷時の処置）
19	半導体素子類 （ダイオード，トランジスタ，IC等）	1 入力，出力等及び電極間の短絡，断線 2 オン，オフの作動 3 入力，出力等及び端子間の短絡 4 マークの剥がれ 5 ピン線の切れ又は切れかかり 6 ひび割れ

表 A. 1. 3—機械的品目

項目	区 分	検査内容
20	アキュームレータ	亀裂，凹み，腐食，破損
21	ベアリング	1 ころがり面の状態（仕上げ，傷，ガタ，起伏線状痕，研削痕，欠け，凹み，軟点，割れ目，擦傷） 2 ころがり面以外の表面の不具合又は欠陥 3 サイズ，タイプ，給脂油，取付の緩み 4 両面シールド型ベアリングについては，交換を原則
22	ブーム類	1 腐食，構造・構成上の損傷，欠品 2 はめ込み（さし込み，かん合）面の欠陥 3 表面の凹み
23	カム	1 破損，ひび割れ，曲がり，損傷 2 作動面の欠陥（カム面，軸受部分）
24	クラッチ	当該技術資料等により行う。
25	コッタ・ピン （割りピン，止めピン等）	交換を原則とする。
26	排気・排出管	管本体の曲り，凹み，腐食，汚れ
27	摩擦面・軸受面	ペイント等の付着，汚れ，腐食，傷，摩耗，損傷，潤滑
28	燃料，パイプ類	漏れ，凹み，腐食，汚れ



表 A-1:3-機械的品目(続き)

項目	区 分	検査内容
29	歯車(ギア) 単体	1 歯の削り傷, 欠け, ひび割れ, 擦傷, 変形, 破損 2 潤滑油(タイプ, 品質) 3 ナイロン製ギアは, 交換を原則
30	歯車構成品 (ギア・アッセンブリ)	1 ギア等の整合, 噛み合いの適正 2 両面シールド型ベアリングについては交換を原則 3 作動時における騒音, 雑音, 不規則作動 -参考- (1) ガラガラ音: ベアリング不良 (2) 高 音: シャフトの滑り, 取付けの緩み (3) 周 期 音: ギアの歯の不良 4 アンチバックラッシュ型ギアについては, 適正な整合と噛み合い 5 潤滑油(タイプ, 品質) -注意- (1) 特に指示した場合を除き, シャフトからギアを取り外さない。 (2) ギアを分解する場合は, 識別票等を付して, 交換又は組立て時に元の場所に取り付けられるようにしておく。 (3) ギアの大きさ, 寸法等で不合格となったギア・アッセンブリについては, その原因と見られるギアを交換した後, 全項目の再テストを原則とする。
31	接地棒	1 腐食, 曲り, 欠品 2 クランプ(アース線接続用)の変形, 破損, 欠品 3 クリップ(移動時の保管用)の変形, 破損, 欠品 4 編組線(さなだ状編み線)のほぐれ, 破れ
32	手動弁 (コック類)	1 弁座の異常, 作動の自由 2 開閉部の腐食, 汚れ, 漏れ, ネジ山部分の損傷, ハンドル部分のひび割れ, 亀裂

表 A. 1.3-1 機械的品目(続き)

項目	区分	検査内容
33	油圧用パイプ及びホース	1 ひび割れ, 腐食, 不純物, 損傷 2 端末フレアの開口角度, ひっかき傷, ひび割れ, 裂け目 3 固定用六角ナットのひび割れ, 損傷 4 カップリング・ナットの緩み (規定トルク) 5 凹み, 刻み傷, ひっかき傷 -参考- 次を許容の参考値とする。 (1) 凹みは直径の 10% 以下 (2) 傷の深さは管壁の厚さの 5% 以下 6 マーキングの不明瞭, 不正確 7 特に指示があれば, 耐圧強度試験を行う。
34	多岐管(マニホールド)	腐食, 損傷, 汚れ, ネジ山の脱落
35	支柱等(マスト類)	1 腐食, 凹み, 構造上の損傷, 端末変形 2 溶接部分のひび割れ, 破損 3 リベットの損傷, 緩み, 欠品 4 各節ごとのタイプ (P/N 等), 欠品
36	ピストン	摩耗, ひっかき傷, 擦傷, 腐食, 汚れ
37	シャフト, プッシング及びピン類	1 ひっかき傷, 擦傷, 凹み, 変形, 腐食, 汚れ 2 仕上げ面の状態 (めっきは, 表 A.1 の項目 2 による。)
38	スプリング	1 歪み, 損傷, 腐食, 表面処理の劣化 2 疲労, 老化 3 特に指示がある場合は, スプリング圧試験及び自由長の測定を行う。
39	構造物 (ストラクチャ)	1 ボルト, ナット, ピン, リベット, スクリュー及びスタッド等の緩み, 損傷, 欠品 2 排水口のつまり 3 排水口の栓 (ドレン・プラグ) の腐食, 損傷, 欠品 4 組立用の各穴の円滑さ, 損傷, 摩耗等による拡大 5 構成材の腐食, ひび割れ, 変形, 疲労又はその徴候

表 A. 1. 3—機械的品目(続き)

項目	区 分	検査内容
40	弁 (バルブ)	1 摩耗, ひっかき傷, 擦傷, 軟化, 表面処理の劣化 2 スプリング, ポペット (揚げ弁) 及びその他内部 部品の損傷 3 特に指示がある場合は, バルブシートの内径等を 測定する。
41	バレル, シリンダ	摩耗, 破損, 発錆, 腐食, 汚れ, 表面の不具合

表 A. 1. 4—ケーブル, コネクタ類

項目	区 分	検査内容
42	電気トリカル・ ケーブル及びワイ ヤリング・ハーネ ス	1 カビ, オイル, グリース, 腐食及び不純物の付着 又は発錆 (特にピン端子付近) 2 絶縁物のひび割れ, 破れ, 切れ, ほぐれ, 摩滅, 焼け, その他品質の劣化 3 被覆の硬化, ひび割れ —参考— ひび割れ等については, ワイヤを外径の約 2 倍の半 径に曲げてチェックする。 4 同軸線のレース糸又はクランプ等による凹み, 変 形 5 特定コネクタについては, 密封用充填物の状態 (変 形, 焼け, ひび, 欠け, 破損, 汚れ) 6 端子及びコネクタのねじれ, 曲がり, 破損, 欠品 7 マーキングの不明瞭, 不正確, 脱落 8 コネクタの取付金具類, カバー及びキャップの緩 み, 損傷, 欠品 9 レーシング (たばね) の状態 (不整, 緩み, レー シング系の劣化等) 10 線材のカラーコード又はナンバコード (端末又は 導通により確認) 11 端子ピンとインサートの位置の一致 12 絶縁用ブロックの滑り, 緩み

表 A.1.4-ケーブル、コネクタ類（続き）

項目	区 分	検査内容
42	(続き)	<p>13 ワイヤリング・ハーネスの取付状態（絶縁材のクランプ使用，配置，展張；曲げ方，無理な緊張）</p> <p>14 電源用ワイヤ及びケーブルについては，その曲げ半径（通常外径の3倍程度）</p> <p>15 分岐点，端子部分又は支点における斉一性，曲げ方，余長            -注意-</p> <p>コンソール又はキャビネット相互間のケーブル，ハーネス等は途中のクランプはしない。</p> <p>16 各端子のはんだ付け状態及び所要のスリーブの，破れ，欠品</p> <p>17 線材の規格（特に規格のものより細い場合は，不可）</p> <p>18 ワイヤリング・ハーネスの可動部分の疲労，断線，緩み，ねじれ            -注意-</p> <p>改修等により線材を追加又は削除する場合は，原則として既設のレース糸を切らない。</p>
43	コネクタ及びコネクタ・キャップ	<p>1 コネクタ及びコネクタ・キャップの安全鎖又はつなぎ用ワイヤの外れ，欠け（コネクタ側のみ），ひび割れ，破損</p> <p>2 RFコネクタの接地（グラウンド），状態（塗料等の付着，表面の汚れ）</p> <p>3 インサート及び絶縁物のひび割れ，欠け，粗雑面，破損</p> <p>4 ピンの曲がり，腐食，焼け，折損</p> <p>5 ガスケットの緩み，ひび割れ，裂け，欠品</p> <p>6 ネジ山の粗雑，傷，脱落，破損</p> <p>7 プラグコネクタの接続不良，カラーコード等のマーキングの不明瞭</p>

表 A.1.4-ケーブル, コネクタ類 (続き)

項目	区分	検査内容
43	(続き)	8 インサートのキー溝の方向 9 浸水, 漏れ等又はその形跡 10 キャップのカラーコード, マーク等の不明瞭, 不正確 (接続中のコネクタのキャップは結合しておく。カラーコードの識別は個別仕様書による。)
44	同軸ケーブル	1 外皮, フェノール質インサート及びシールドの破損, 切れ, ひび割れ, 欠け, 損傷 2 ケーブルのタイプ (規定の R/G タイプ) 3 コネクタの損傷, ケーブルとの取付状態 (緩み, 抜け, ピン長, シールドのほつれ) 4 芯線の傷, 誘電体の中心位置 5 ケーブルのマーク又はカラーコードのすべり巻き, ほぐれ (金属製バンドは原則として使用不可) 6 誘電体の焼け, 切傷 7 ケーブルの曲げ状態 (ケーブルの動作特性に影響する急激な曲げ) 8 ケーブルの変形, 凹み (レース系クランプ等によるもの。) -参考- ケーブルの変形, 凹み等により誘電体に歪みが生じている場合は, 必要に応じインピーダンス, SWR (定在波比) 及び電圧破壊の各テストを個別仕様書又は技術資料等により行い合否を判定する。この際ケーブルの断面は, 半径の 10% 以上の凹みを目安とする。 -注意- 同軸線を含むケーブル・ハーネスをレース系で束ねる場合は, レース系に直接触れないよう同軸線を中心に完全に埋める。もし, 埋まらなければ, レース系を使用せず “1/2 インチ幅のビニール・インシュロイド・ストラッピング (9746821)” 及び “ナイロンスタッド (9746822)” 又はこれらと同等のものを使用する。

表 A.1.4-ケーブル, コネクタ類 (続き)

項目	区 分	検査内容
45	光ファイバ・ケーブル	1 シースのひび 2 断線 3 その他, 個別の技術資料等による。

表 A.1.5-メータ, ゲージ類

項目	区 分	検査内容
46	メータ指示器 (インジケータ) 及びゲージ	1 メータ及び指示器のタイプ 2 ガラス部分のひび割れ, 変色, 破損, 欠品, ひっかき傷, 歪み, 不透明 - 参考 - ひっかき傷等については, 読み取りに支障がないことを基本として, その位置, 大きさ (長さ), 深さ, 割れのおそれ, 像の歪み等から判断する。 3 指針又は指示器部分の曲がり, 折損 4 ダイヤル, 目盛等の不明瞭, 脱落, 変色 5 端子のはんだ付け又は締付けの緩み 6 特に指示するものは, 校正及びその日付
47	市販テスト器材等	1 ハイ・アッセンブリに組み込まれた状態での比較校正 (単体では原則としてテストしない。) 2 作動又は機能状態は, 個別に指示する。
48	テレスコープ (眼鏡)	1 調整 (焦点, ヘヤライン等) 用ネジ山のひっかかり; 適度の潤滑 2 調整部分 (同上) の作動 (正確) 3 水準器のひび割れ, 欠け, 破損, 目盛りの脱落 4 レンズの傷, 曇り, コーティング不良
49	モータ及び回転機器	個々の品目に応じた技術資料等により検査する。

表 A. 1. 6—モータ、回転機器類

項目	区 分	検査内容
50	ブロワ	1 ベアリングの異音，ファン羽根の曲がり，ハウジングとの接触 2 オーバ・ヒート又はその形跡
51	アーマチュア（電機子）	1 シャフトの曲がり，摩耗 2 積層板の緩み，欠陥，剥がれ 3 シャフト・スプライン部のひび割れ，裂け目，取付けの緩み 4 導線の切れ，ひび割れ，摺り減り，ほぐれ，腐食，オーバ・ヒートの形跡 5 巻線部のワニスの浸透不足，垂れ下がり，ひび割れ，焼け焦げの臭い又はその形跡
52	ブラシホルダ	ひび割れ，変形，錆，腐食，汚れ，緩み，欠品
53	ブラシ	個別の技術資料等による。
54	ファン及びインペラ	1 ひび割れ，変形，疲労，腐食，汚れ 2 ハウジングとの接触によるひっかき傷，擦傷 3 回転上のアンバランスとなる原因又は欠陥
55	ステータ	1 導線の切れ，ひび割れ，摺り減り，腐食，ほぐれ，オーバ・ヒートの形跡 2 本体構造上のひび割れ，変形，疲労，腐食，粗雑，表面処理，ワニスの浸透不足
56	シンクロ	個別の技術資料等による。
57	コミュテータ	個別の技術資料等による。

表 A. 1. 7—筐体等

項目	区 分	検査内容
58	椅子等	1 クッション部分のすり切れ，ほぐれ，切れ，裂け 2 キャスタの作動（回転，方向変換） 3 フレームの曲がり，折損

表 A.1: 7-筐体等 (続き)

項目	区分	検査内容
59	キャビネット及びドロワ類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 構造上の損傷, 部品の緩み, 溶接のひび割れ, 破損, 緩み, リベットの欠品, 改修によるドリル穴の処置</li> <li>2 ドロワ (引き出し) の取付状態, 円滑な出し入れ, 取手 (ラッチ) の斉一 (方向)</li> <li>3 ドア取手 (ラッチ) 及び蝶番の曲がり, 変形, 破損, ひっかかり</li> <li>4 ガスケット (シール) の緩み, 欠品, パネルの不要穴, 緩み, 仕上げ不良</li> <li>5 各部の凹み (支障のあるもののみ), 可動部の注油, フレームのアライメント</li> </ol>
60	床板 (フロア・ボード)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 過度の摩滅, 損傷, 劣化</li> <li>2 床面の不斉一</li> </ol>
61	ハンド・ホイール	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両方向への円滑な作動</li> <li>2 シャフトの取付けの緩み, 周囲との作動の間隙</li> </ol>
62	棚等	表面のひび割れ, 傷, 焼け, 膨らみ, その他の損傷
63	スライド (シャーシ等の取付架台及びドロワ等用)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作動におけるひっかかり, こすれ, 過度のガタ</li> <li>2 ストロークの両端位置でロック状態, シール付のパネル用スライドについては, 押し込んだ位置でのシールの密着</li> <li>3 スライドの摺動部分の潤滑</li> </ol>
64	ハシゴ, ステップ類 (ステア・アッセンブリ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 腐食, 表面処理 (表 A.1.1 の項目 1 を参照)</li> <li>2 格子網状の踏板の曲がり, 破損</li> <li>3 伸縮部分のスライド止め金具の曲がり, 破損, 欠品</li> <li>4 伸縮上のひっかかり</li> <li>5 両フック (かけ金) の曲がり, 破損</li> </ol>
65	保管, 格納容器, ボックス類 (ストレッジ・ケース)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木材表面のひび割れ, とげ, えぐれ, (構造上の弱点となるもののみ) —参考— えぐれ等の修正は, ファイバ・グラス等で処理してサンド仕上げする。</li> <li>2 蝶番の腐食, 損傷, 注油, 作動上のひっかかり</li> </ol>



表 A.1.7- 筐体等 (続き)

項目	区 分	検査内容
65	(続き)	3 縁金, かどの補強金具の腐食, 緩み
66	筐体外表面 (キャビネット, コンソール, フロントパネル, シェルタ等の内壁面天井及び指示器のパネル表面)	1 腐食, 凹み, 穴, 構造上の損傷 - 注意 - (1) 構造上の欠陥となる穴は埋める。 (2) ひっかき傷, えぐれ, 刻み傷を埋める場合は, 塗装前に行う。 2 塗装及びめっきの状態は, 表 A.1.1 の項目 2 によるほか, 個別に指示する。 3 マーキングの不明瞭, 不正確, 脱落
67	筐体内表面 (キャビネット, コンソール及びその他補助品目内側表面)	1 傷, ひび割れ, 破損, 歪み, 異常摩耗 2 構造上損傷を与える穴等 3 表面処理は, 表 A.1.1 の項目 1 及び 2 による。
68	鋳造物, 支柱等	腐食, ひび割れ, 構造的損傷
69	カバー・ドア類	1 変形, ひび割れ, えぐれ, 溶接部の割れ 2 凹み, 作動上の接触, ロック, ガasketの緩み, 欠品 (塗装は, 表 A.1.1 の項目 1 による。)

表 A.1.8- その他の部品 (金属部品)

項目	区 分	検査内容
70	クランプ	1 ひび割れ, 変形, 破損 2 絶縁部分のひび割れ, 裂け, 割れ目, 劣化 3 附属金具の緩み, 欠品, 摩滅, 損傷 4 ケーブル・クランプについては, そのサイズの適正 (通常, 個別に指示する技術資料等による。)
71	グリース・フィッティング (グリース・ニップル)	1 フィッティングに塗料等不純物の付着, 汚れ 2 フィッティングの位置を示すための表示 (技術資料等) に示す塗料による円形表示)

表 A.1.8—その他の部品（金属部品）（続き）

項目	区 分	検査内容
73	ハンドル、ファスナ、キャッチ、ラッチ、ヒンジ、サポート、ステー	1 機械的作動又は機能の不具合、調整の不良、 2 金具類の緩み、欠品、損傷 3 適度の潤滑
74	ハードウェア (金具類)	1 機能上の不具合、欠品 2 物理的な損傷（曲がり、折れ、亀裂） 3 安全上の不具合（鋭利、刃形、とげ） 4 ネジ類の長さ —参考— ボルト、ビス等のネジ類については通常締め付けた状態で最小限ひと山はナット表面に突き出ていなければならない。ただし、短絡、機械的阻害、危険等のおそれのある場合は、この限りでない。 5 ハードウェアの材質上の欠陥 —注意— (1) ステンレス鋼材のハードウェアは、マグネシウム（合金）材に取り付いているもの（その付近も含む。）を除き、他と相互交換してよい。また、ハードウェアは、同等機能であれば他のものと交換してよい。 (2) ハードウェアの交換は、組部品（ハイ・アセンブリ）としての機能を阻害しない限り、汚れ、曇り、錆、変色等の理由で行ってはならない。また、同等機能品を使用する場合は、その材質、周囲との間隙等を考慮する。
75	ヘリコイル、ロックインサート	1 インサート及び母材（金属）の腐食 2 インサートのかん合、取付状態（緩み）
76	ロック・ワイヤ（回り止め）	1 ワイヤのサイズ、ロック方向、緩み 2 鉛製のシールの状態（かしめ、緩み） —注意—

表 A.1.8—その他の部品（金属部品）（続き）

項目	区分	検査内容
76	(続き)	ロック・ワイヤ及び鉛製シールは、全て交換を原則とする。
77	銘板（ネーム・プレート）	<p>1 字，マークの不鮮明，地の色とのコントラスト（白地に黒字等の例）</p> <p>2 取付けの緩み，表示内容の不良</p> <p>—注意—</p> <p>銘板等の表示規格は，この仕様書又は個別仕様書に指示する内容，規格とする。</p> <p>3 所要のデカル等（ステンシル，その他の表示も含む。）の剥がれ，緩み</p>
78	ストラップ・メタル（帯金，帯環）	緩み，曲がり，折れ，欠品
79	ネジ類	<p>1 ネジ山の摩滅，飛び越し，欠け</p> <p>2 ボルト軸の擦傷</p> <p>3 ボルト頭の摩滅，損傷</p> <p>4 ネジ山部分の潤滑</p> <p>5 ロックタイトの状態（剥がれ，欠け）</p>
80	ワイヤ・ロープ	<p>1 撚線の腐食，キンク（よじれ），切れ，端末のほぐれ，ペイントの付着</p> <p>2 フックの腐食，損傷，セーフティ・キャッチ（安全止め金）の作動，機能</p> <p>3 ターン・バックルの腐食，潤滑，作動上の欠陥</p>

表 A.1.9—その他の部品（非金属部品）

項目	区分	検査内容
81	Vベルト	<p>ひび割れ，ほつれ，破損，切れ，サイズ（規格）</p> <p>—注意—</p> <p>取り付けた状態でVベルトがプーリのV溝の底に接している場合は，Vベルトを交換する。また，2本がけの場合は，2本とも同程度の張りでなければならない。</p>

表 A.1.9-その他の部品（非金属部品）（続き）

項目	区 分	検査内容
82	ブーツ・ラバー	裂け，傷，ひび割れ，硬化，劣化
83	カーテン・ブラックアウト	1 カーテンの裂け，ほぐれ，カビ，しみ，変色，老化 2 カーテンレール，カーテン溝，布片，フラップ及びカップリング（カーテン止め金具及び同ひも）の摩滅，損傷
84	ガスケット	1 面の平滑，不純物等の付着，汚れ 2 表面処理のめくれ，過度の光沢部分，割れ（裂け），凹み 3 過度の摩滅，突起，崩れ，ひび割れ，剥がれ，過度の永久変形 4 取付面の有機性ペイントの付着（エアー・ダクト等の外部に使用されているガスケットの縁のペイント付着は支障ない。） －注意－ 個別に交換を指示されたガスケットについては，上記各項にかかわらず交換する。
85	グロメット，ラバー（ゴム環）	切れ，ひび割れ，傷，硬化，劣化，変形，過度の緩み
86	ホース（エアー又は油圧用）	1 切れ，ひび割れ，傷，硬化，劣化，不純物等による汚れ 2 六角ナットのひび割れ，損傷 3 フレア（開口端成形部分），角度，ひっかき傷，ひび割れ，裂け 4 取付金具等の緩み 5 耐圧強度試験は，個別に指示した場合のみ実施する。
87	ノブ，つまみ類	1 シャフトの緩み，操作上不具合なひび割れ，欠け，破損 2 色（灰，黒，OD等）の統一 －参考－ ノブ，つまみ類の色の統一は，特に指示したものを除く。

表 A.1.9—その他の部品（非金属部品）（続き）

項目	区 分	検査内容
88	ミラー類（反射鏡）	1 曇り，欠け，ひうかき傷，ひび割れ，破損 2 鏡面の剥がれ，めくれ，傷（反射鏡の写りに支障あるもののみ）
89	プリフォームド・パッキング（成型パッキング）	1 保管期限又は使用中の期限 —参考— 期限統制品目については，T0に定めるほか次を参考とする。 (1) 未使用の合成ゴムパッキングは48か月（4年）を目安とし，ミサイルには期限切れのものは使用してはならない。 (2) 取付中の合成ゴムパッキングは60か月（5年）を目安とする。また，キュアデートによる期限統制は，未使用（保管中）のものに適用する。 (3) 合成ゴムパッキングを組み込んだ保管中（未使用）のアセンブリが既に期限切れとなっている場合は，使用前テストをし，もし欠陥があればパッキングを交換する。 (4) パッキングの包装は，取付直前まで開封しない。 2 ミサイル・システムのパッキングのカラーコード —参考— 個別にパッキングのカラーコードの適用を指定された場合は，次の一般的用途別カラーコードによる。 (1) 赤色：燃料又は炭化水素系統 (2) 青色：石油系流体系統 (3) 黄色：圧力型シールを必要とする流体系統
90	シール	1 ひび割れ，裂け，破れ，変形，劣化 2 緩み，密着性，ゆ着
91	ショックマウント（緩衝用ゴム等）	1 ゴム部分のひび割れ，裂け，質の劣化 2 金属部品の緩み，損傷，欠品

表 A. 1. 9 - その他の部品 (非金属部品); (続き)

項目	区分	検査内容
91	(続き)	3 マウントの衝撃に対する自由性 4 保持金具及び連結装置等の損傷, 腐食 5 接地用ストラップ線 (必要箇所のみ) の緩み欠品, 損傷
92	スリーブング (絶縁用スリーブ)	1 焼け, ひび割れ, 裂け, 硬化 2 サイズ (太さ, 長さ) 及び材質 - 参考 - 交換する場合は, 技術資料等に示す規格のものを使用するほか, 長さ約 20mm 以上のテフロン材のものを努めて使用する。 - 注意 - リード線等で短絡のおそれのある部分は, 必要なサイズのスリーブを必ず付けて保護する。
93	スタンド・オフ・インシュレータ・セラミックス (磁気絶縁柱)	ひび割れ, 欠け, 折損, アークによる炭化導通の形跡
94	FRP (強化プラスチック)	ひび割れ, 裂け, 破れ, 変形, 劣化
95	繊維性紐 (帯) 類	織目の切れ, ほぐれ, 過度の摩滅 (すり切れ)
96	ウィンドウ (透視窓等)	1 透明プラスチック板の変色, ひっかき傷, 欠け, ひび割れ, 破損 (磨き取りのできるひっかき傷はその処置をする。) 2 ガラス板の欠け, ひび割れ, 破損 - 参考 - 透明部分の状態は, ダイヤル, 油面の読み, 漏れ等それぞれの目的機能を第一として, 特に支障がなければ再使用する。
97	ロープ類	表 A. 1. 8 の項目 80 による。

表 A.1.10－ミサイル等

項目	区 分	検査内容
98	表面処理	表 A.1.1 の項目 1 及び 2 による。
99	表面の欠陥	ミサイル、キャニスタ及びミサイル用コンテナ表面の欠陥、不具合等については、個別に示す技術資料等による。
100	ボルトウェル・ホール（ボルト穴）	1 ボルト穴のひび割れ，腐食 2 ボルト穴の内壁面のひび割れ，腐食
101	ケーブル	表 A.1.4 の項目 42 による。
102	コネクタ	表 A.1.4 の項目 43 による。
103	油圧ライン系統	表 A.1.3 の項目 33 による。
104	空気圧系統	1 各ラインの配管状態（経路の不適，固定部分の緩み，固定金具類の曲がり，損傷，欠品等） 2 圧力不適，漏れ 3 マーキング，警告，識別等の指示の不正確，不明瞭 4 系統として必要な漏れ，耐圧等のテスト
105	プリント配線基板	1 基板上の素子の緩み，ガタ 2 その他，個別に示す技術資料等による。
106	モータ及び回転機器等	個別の技術資料等による。

表 A.1.11－構成品等

項目	区 分	検査内容
107	レドーム	1 ハニカムの破損，ひび割れ，穴，軟化，水分の浸入 2 ファスナの欠品，損傷，破損 3 表面は，表 A.1.1 の項目 1 による。
108	レドーム・カバー	1 切れ，裂け，ほぐれ 2 ジップの歯こぼれ，破損 3 ジップの開閉上の不具合（ひっかかり） 4 しみ，汚れ，変色 5 カバーの色（特に指示がなければ緑色）
109	ウェーブ・ガイド	1 内側及び外側表面の汚れ，不純物等の付着

表 A.1.11-1 構成品等 (続き)

項目	区 分	検査内容
109	(続き)	2 外側表面の塗装は、表:A.1.1の項目1による。 3 内側のめっき表面は、表:A.1.1の項目2によるほか、個別に示す。
110	消火器	1 容器の破損 2 ホーン(吐出口)、ひび割れ、欠け、破損 3 ホーン部分の切れ、ひび割れ、傷、裂け、劣化 4 充填剤の量の不足(重量)



## 附属書B (規定) 整備作業等の表示要領

### B.1 整備作業の表示

#### B.1.1 表示対象品

表示対象品は、構成品、アッセンブリ及びサブアッセンブリ等の役務対象品ごととする。

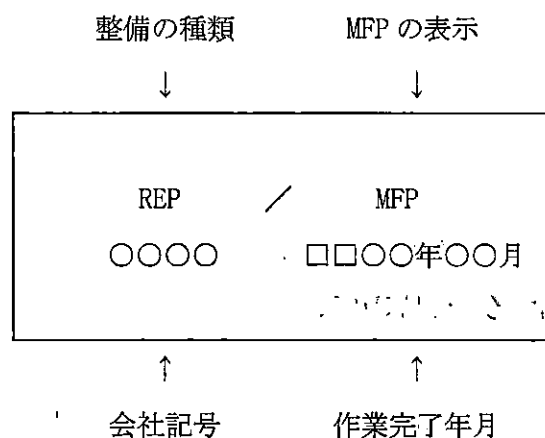
#### B.1.2 表示

表示は、次による。

- a) 表示箇所はシャーシ、フレーム又はパネル等修理で容易に交換が行われない部分とし、可能な限り外部から見やすい位置とする。
- b) 装備品等の品質に影響を与えてはならない。
- c) 整備作業前から添付されている標識及び銘板は、可能な限り原状に復する。

#### B.1.3 表示形式

表示形式は、**図 B.1** によるほか、次に示す要領に従って行わなければならない。ただし、表示場所の形状、寸法等により表示が困難な場合は、代替案を作成して監督官等の確認を得なければならない。



**図 B.1—整備作業の表示形式**

- a) 整備の種類は、次に示す略号で表示する。
  - 1) **REP** 修理を表す。〔限定修理及び修理（診断後）を含む。〕
  - 2) **IRAN** 定期修理を表す。
  - 3) **O/H** オーバーホールを表す。
  - 4) **改修** 改修を表す。
  - 5) **検定** 検定を表す。

- b) MFP の表示は、MFP 処理を行ったものについて表示する。
- c) 会社記号は、略号をもって簡明に表す。
- d) 作業完了年月は、作業完了年月を和暦により表示する。

#### B.1.4 表示方法

表示方法は、捺印、ステンシル、捺染、銘板等への打刻、不滅インク及びデカルコマニア等のうち、表示場所及び使用状況から見て最も適する方法によるほか、容易に剥離又は消滅してはならない。

#### B.1.5 表示の大きさ及び色

表示の大きさ及び色は、特に指定しないが、見やすくなければならない。

### B.2 改修の表示

改修時の部品番号等の表示は、個別仕様書に従って行わなければならない。

### B.3 製造番号不明の場合の表示

銘板の脱落、表示の損傷等により製造番号が不明な場合の表示は、個別仕様書に示す場合を除き、次による。

- a) 銘板によるほか、機器自体に記入し、できる限り元の表示に類似した方法とする。
- b) 一連番号は、“修”又は“SHU”の後に3ケタの数字を付する。

例 修 005 (機器ごとの一連番号)

### B.4 特別管理品目の表示

特別管理品目の指定を受けた品目には、物品票に朱色で $\textcircled{\text{特}}$ と表示する。

### B.5 不完備物品の表示

不完備条件をもった装備品等を納入する場合は、不完備 (INC) 物品票を添付する。

### B.6 特定化学物質等を使用する装備品等の表示

#### B.6.1 表示対象品

表示対象品は、特定化学物質等を使用している単一部品及び当該単一部品を含む組部品、機器、装置等とする。

#### B.6.2 表示箇所

表示箇所は、外部から見やすい位置とする。

#### B.6.3 表示要領

表示要領は、次によるほか、ラベル、スタンプ等により朱色で対象品に直接行い、容易に剥離、消滅してはならない。ただし、物品の形状により識別表示が不可能な場合は、当該部品の個装及び外装に表示を行わなければならない。

- a) 単一部品の表示形式 単一部品の表示形式は、**図 B.2**に示す。

(特定化学物質等名) 使用	又は	(特定化学物質等名)
---------------	----	------------

図 B. 2—単一部品の表示形式

- b) **組部品・機器・装置等の表示形式** 組部品・機器・装置等の表示形式は、図 B. 3 に示す。

(特定化学物質等名)	
本製品には、次の部品に (特定化学物質等名) が含まれています。	
品 名	
物品番号	
部品番号	

図 B. 3—組部品・機器・装置等の表示形式

## B. 7 契約不適合の修補等請求期限の表示

### B. 7.1 表示対象品

表示対象品は、修理対象品<sup>3)</sup>(契約の相手方が準備する部品等は除く。)ごととし、直接物品に契約不適合の修補等請求期限を表示する。

### B. 7.2 表示箇所

表示箇所は、次による。

- 銘板又は整備作業表示に近く、外部から見易い位置とする。
- ケース等に入っているものは、ケース等に表示することなく内容品に表示する。

### B. 7.3 表示形式

表示形式は、図 B. 4 によるほか、次のとおりとし、これにより難しい場合は、代替案を作成して監督官等の確認を得なければならない。

修補等請求期限	□□〇〇年〇〇月又は〇〇時間
D P	会社記号

図 B. 4—契約不適合の修補等請求期限の表示形式

- 契約不適合の修補等請求期限は、契約物品納入予定の翌月から起算して、それぞれの契約条項に定める契約不適合の修補等請求期限を和暦により表示する。また、時間表示の場合は、契約条項に定める契約不適合の修補等請求対象時間を表示する。
- 会社記号は、B. 1.3 c) による。

- c) 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定に基づき貼付する“使用可能（合格）物品票”には、必ず契約不適合の修補等請求期限を明記する。

#### B.7.4 表示方法

表示方法は、捺印、ステンシル、捺染、銘板及びラベル等のうち、表示場所及び使用状況から見て最も適する方法によるほか、容易に剥離又は消滅してはならない。

#### B.7.5 表示の大きさ及び色

表示の大きさ及び色は、特に指定しないが、見やすくなければならない。

#### B.7.6 契約不適合の再修補等請求期限の表示

契約不適合の再修補等請求期限の表示は、次による。

- a) 表示対象品は、契約不適合修補等済装備品等とする。  
 b) 表示形式は、図 B.5 のとおりとし、細部等は、B.7.3 に準じる。

再修補等請求期限	□□〇〇年〇〇月
部 位	〇〇 〇〇〇
D P	会社記号

図 B.5—契約不適合の再修補等請求期限の表示の形式

- c) その他の表示は、B.7.2、B.7.4 及び B.7.5 に準じて表示しなければならない。

#### B.8 適用品の表示

適用品を使用した場合は、次の要領により表示を行わなければならない。

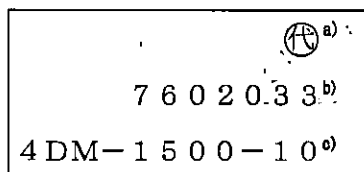
- a) 表示方法 表示方法は、表 B.1 による。

表 B.1—表示方法

寸法形状	表示箇所	表示要領	塗料
直径20 mm未満の円筒形及び平板部品	見易く、しかも既存表示の影響のない箇所とする。	幅2 mm位の朱線を帯状に円筒又は端に沿って塗布する。	1 表示表面に剥離を防止する透明な塗料を塗布する。 2 使用する塗料は、部品の特性に影響を与えないものとする。
直径20 mm以上の円筒形及び平板部品	い箇所とする。	直径1 cmの赤丸を塗布する。	

- b) **捺印等による表示方法** 捺印等による表示方法は、**図 B. 6**の要領によって組部品の銘板に近い位置に容易に剥離又は消滅しない方法で行う。

なお、同一組部品に多数の適用品を使用した場合は、なるべく同一のラベルに並記する。



注 a) 右上に ④ を記入する。

注 b) 回路符号, FIG No又は部品番号を記入する。

注 c) 適用品使用の承認番号を記入する。

**図 B. 6—ラベル**

- c) **表示不可能な場合** a)及びb)による表示が不可能な場合は、**F. 3 f)**及びその他の項に表示不可能理由を記述し、OME0の承認を受ける。

## B. 9 物品番号の表示



個別仕様書で銘板の要求があった場合は、次の例により新たに物品番号を表示する。また、銘板の変更がない場合は、既銘板の物品番号の変更は行わず、読替える。

例     1285-034-4474-○Z4  
          ↓  
          1285-00-034-4474-Z4

## B. 10 静電気に弱い物品に対する表示

静電気によって損傷しやすい部品を使用している単一部品を含む組部品、機器及び装置に対し、物品の形状、大きさに応じ、見易い位置に容易に剥離又は消滅しないラベル、スタンプ、印刷等によって、**表 B. 2**に従い表示を行う。

表 B.2—静電気損傷防止表示

区分	標準表示内容	標準色	
		地	文字・シンボル
カード	 5 mm 以上	—	黒又は白
製品	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">警告</div>  </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">この装置には、静電気放電により損傷しやすいデバイスがある。取扱上、内部に手を触れる場合は、静電気対策の手順を用いること。</p> </div> 90 mm 以上 8.5 mm 以上 40 mm 以上	黄	黒 ただし、捺印、印刷等による場合は、黒又は赤
<b>注記 1</b> 小型のカード又は製品で表示困難な場合は、縮小してもよい。 <b>注記 2</b> カタログ製品には、カード欄を適用しない。			

## 附属書C (規定) 作業標準の作成要領

### C.1 目的

この附属書は、第4補給処補給担任品目について契約の相手方が作成する作業標準の作成要領について規定する。

### C.2 作業標準の定義

作業標準とは、装備品等の外注整備を実施する際、その整備作業の範囲、手順及び方法等を細部にわたり規定したものであって、作業内容を明確にして各作業者の負担を軽減し品質管理上の重要な資料となるものである。

### C.3 作業標準の作成根拠

作業標準の作成根拠は、次による。

- a) 個別仕様書に示す技術資料等
- b) 装備品等に対して承認された修理標準指示 (MEO) , 技術変更提案書 (ECP)
- c) T0 が制定されていない場合は、製造会社の作成した取扱説明書等の技術資料及び契約の相手方の技術判断による。
- d) 個別仕様書の要求事項

### C.4 作成要領

#### C.4.1 様式

表C.1を基準とし、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番、左とじとする。その記入要領は、次による。

- a) **品名・部品番号 (物品番号)** 当該仕様書に示す品名、部品番号 (物品番号) を記入する。
- b) **準拠書類等** 作業標準の作成根拠となる個別仕様書番号、技術資料等を記入する。技術資料等がT0の場合は、T0番号及び( )を付してその制定年月日を記入し、T0以外の場合もこれに準ずる。修理標準指示 (MEO) 等を記入する場合は、官の承認番号 (処理番号) とする。

なお、他に準拠書類が複数ある場合は、本文中に項目を作って記入する。

- c) **作成会社** 作業標準を作成する会社名 (工場名) を記入する。
- d) **会社整理番号** 作成会社の作業標準整理番号を記入する。
- e) **訂符** 作業標準の改訂符号を記入する。作業標準を改訂した場合の訂符欄は、変更番号欄に示す最新の改訂符号に合わせて書き換えておく。
- f) **作成年月日** 作成した年月日を記入する。

g) **作業内容** 範囲, 手順, 方法等を記入する。

h) **変更**

1) **変更番号** 変更の場合は, 変更の回数を一連番号で記入する。改訂の場合は, 改訂の回数を一連番号で記入する。

2) **変更年月日** 変更又は改訂した年月日を記入する。

3) **変更ページ** 変更箇所の該当ページを記入する。また, 改訂の場合は, 全ページと書く。

4) **備考** 変更又は改訂した理由を簡単に記入する。

5) **会社点検** 作成会社の点検者名を記入する。

6) **官確認** 監督官が記入する。

i) **確認** 監督官が記入する。

j) **確認年月日** 確認した年月日を記入する。

#### C.4.2 本文

本文は, C.3 に基づき原則として作業の実施工程順に記載する。

#### C.5 その他

同一会社の契約品目が多種におよび, 各品目に共通的な作業事項がある場合は, これらを取りまとめ共通作業標準として, 各品目別の作業標準に引用してもよい。



表 C.1-1 作業標準の様式

確 認		確認年月日		
		会社整理番号	訂 符	

## 作 業 標 準

品 名	
部品番号 (物品番号)	
準 拠 書 類 等	
作 成 会 社	

作 成 年 月 日		
No.	作業内容 (範囲、手順、方法等)	

表 C.1-作業標準の様式 (続き)

	変更番号	変更年月日	変更ページ	備考	会社点検	官確認
変 更 記 録						

**附属書D: 10****(規定)****部品の流用申請要領****D.1 目的**

この附属書は、第4補給処補給担任品目において工程、その他の都合により、当該契約以外の契約で、寄託中の要修理品から部品を流用する場合の申請書の作成要領について規定する。

**D.2 様式**

表D.1によるほか、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番、縦長に使用する。

**D.3 提出先及び提出部数**

分任支出負担行為担当官に3部提出する。

**D.4 記入要領**

記入要領は、次による。

- a) 表D.1に記載されている第1～2項の表の項目（調達要求番号、契約番号、品名、数量等）は、それぞれの契約書に記載されたものを記載する。
- b) 表D.1の第3項で流用部品が多く、当該表の欄が不足する場合は、別の用紙に記載する。
- c) 表D.1の第4項は、流用部品の品質保証上の問題の有無及び流用先の要修理品との適合上の問題の有無等を記載する。

## 表 D.1-部品の流用願い

航空自衛隊第4補給処調達部長 殿

株式会社名

代表者名

所在地(連絡先)

部品の流用について

4補 LPS-00001 の 3.5b) に基づき部品を流用するため、ご承認をお願い致します。

## 1 流用元の契約形態

品名	部品番号
統制番号	物品番号
調達要求番号	数量
契約番号	金額
契約年月日	納期

## 2 流用先の契約形態

品名	部品番号
統制番号	物品番号
調達要求番号	数量
契約番号	金額
契約年月日	納期

## 3 流用部品

品名	使用数量	物品番号	部品番号	UPA	SER NO. SER NO.	から へ流用

## 4 品質保証について

上記の事実を確認した。

年 月 日

監督官(階級 氏名)

契約履行上の品質保証について一切の責を負うことを条件として流用を承認する。

年 月 日

分任支出負担行為担当官

(階級 氏名)

## 附属書 E (規定) 技術変更提案書 (ECP) 作成要領

### E.1 目的

この附属書は、第 4 補給処補給担任品目について契約の相手方が提出する技術変更提案書 (ECP) の作成要領について規定する。

### E.2 様式

技術変更提案書 (ECP) の様式及び用紙の大きさは、**DSP Z 9004** による。

### E.3 提出先及び提出部数

提出先及び提出部数は、**表 2** に示す。

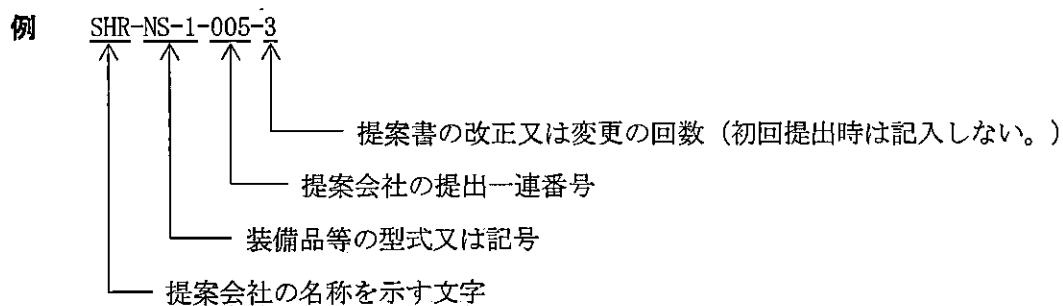
### E.4 記入要領

記入要領は、**DSP Z 9004** によるほか、次による。

a) 提案の緩急区分は、次による。

- 1) **緊急** 即時に実施しないと防衛力の発揮に重大な障害となる場合
- 2) **至急** 迅速に実施しないと次のいずれかの事態が生じる場合
  - 任務が有効に達成できない。
  - 費用が増大する。
  - 納期が確保できない。
- 3) **普通** 緊急、至急以外の場合

b) 提案番号は、次の例により記入する。



c) 補足事項を“有”とした場合は、その細部を**表 E.1**、**表 E.2** 及び別紙に記載し添付する。

表 E. 1- 意見書

( )	年 月 日
意見書	
関連装備品等 に係る会社名 代表者名 所在地 電話番号	
技術変更提案書番号 <sup>a)</sup> _____	
提案件名 <sup>a)</sup> _____	
提案会社名 <sup>a)</sup> _____	
上記技術変更提案に対する意見等	
1 関連装備品等の名称, 部品番号及び物品番号等	
2 変更の要否, 理由及び時期等 <sup>b)</sup>	
3 変更を要する部品, 構成品の内容 <sup>c)</sup>	
4 所見 <sup>d)</sup>	
<b>注<sup>a)</sup></b> 協議を受けるもとなった, 技術変更提案について記入する。 <b>注<sup>b)</sup></b> 変更の要否, 要の場合の時期, 否の場合は, その理由等について記入する。 <b>注<sup>c)</sup></b> 変更を要する部品, 構成品等の名称, 部品番号, 範囲等について記入する。 <b>注<sup>d)</sup></b> 適用時期 (号機), 協議を受けるもとなった技術変更提案に対する意見, 提案の前提等について記入する。	

表 E. 2—確認試験実施要領書

確 認 試 験 実 施 要 領 書	
試 験 名 称	
技術変更提案書番号	
技術変更提案の件名	
試 験 場 所	
品 名	
会 社 名	
添付書類：確認試験計画	

Blank Page



**附属書 F**  
**(規定)**  
**修理標準指示 (MEO) の作成要領**

**F.1 目的**

この附属書は、第 4 補給処補給担任品目について契約の相手方が提出する修理標準指示（以下“MEO”という。）の作成要領について規定する。

**F.2 提出先及び提出部数**

提出先及び提出部数は、表 2 に示す。

**F.3 MEO の作成要領**

表 F.1 の各欄に次のとおり記入するほか、用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番、縦長に使用する。ただし、受付等処理欄には記入しない。

なお、臨時修理標準指示 (OME0) については、標題を臨時修理標準指示 (OME0) とする。

- a) **申請機関** MEO を申請する契約会社名を記入する。
- b) **申請機関申請番号** 申請機関の略称記号に、申請一連番号を付して記入する。
- c) **申請優先度** 申請機関等において、次の基準により記入する。
  - 1) 調達物品又は作業の安全性に影響する場合若しくは、作業の停止又ははなはだしい遅延を生じ、重大な支障を招くおそれのある場合は、“1”とする。
  - 2) 作業の必要上、至急の指示を必要とする場合は、“2”とする。
  - 3) その他の場合は、“3”とする。
- d) **件名** 指示を必要とする事項を簡略に表示する。
- e) **関連 T O 及び日付** MEO に関連する T O 等の番号及び制定年月日等を記入する。
- f) **申請理由又は申請根拠** MEO 申請の理由又は根拠を簡明に記入する。

**例** T O . . . . の . . . . 項の記載の不明  
 ○○社サービス・ブリテン . . . による。  
 ○高群 UR○○-○○の対策として。  
 正規部品入手困難のため。

- g) **申請内容** 件名を更に具体的に記入する。
- h) **摘要** 処理機関で審査、検討及び事後処理をしやすいよう次の事項に留意して記入する。
  - 1) **要処理現況又は正規品の名称、部品番号、所要量** 申請の内容についての現況を記入する。
  - 2) **対策根拠資料又は適用理由、取得手配の経過** (官給申請番号、日付、補給通知記号、日付、内容等)

- 3) **対策又は適用品の仕様、製作図面等及び正規品との比較** 対策に示す作業要領が、そのまま作業部門に指示できるように記入する。
- 4) **使用可能理由等** 使用可能品と判断した理由及び TQ 等への反映の要否の理由を記入する。
- 5) **所見及び参考意見等** 申請機関の長の意見及び MEO 実施に関する利害得失等を記入する。特に、基地整備に対する影響の有無を明記する。この要領に疑義のある場合は、第4 補給処（整備技術課）へ照会する。

防衛省 防衛施設局 防衛施設部

**表 F.1—修理標準指示 (MEO)**

修理標準指示 (MEO)

処 理 機 関	補 給 本 部	第 4 補 給 処	地方防衛局、防衛支局 又は防衛事務所
受 付 番 号			
受 付 年 月 日			
送 付 年 月 日			
処 理	承認又は不承認		
	処 理 番 号		
	処 理 年 月 日		
	記事：		
申請機関		申請機関申請番号	
		申請年月日：	
		申請優先度：	提出部数 部
件 名：			
関連 T O No. :		(制定年月日 ):	
F I G No. :		P / N : 品名 :	
申請理由 又は (申請根拠)			
申請内容：			
MEO (OME O) としての理由 (関係項目にレ印を付す)			
<input type="checkbox"/> 整備技術の向上	<input type="checkbox"/> 作業要領の変更	<input type="checkbox"/> 使用期間の限定	
<input type="checkbox"/> UR対策	<input type="checkbox"/> 正規品の未補給	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> TO等の内容不十分	<input type="checkbox"/> 1回限りの使用		
<input type="checkbox"/> TO等の記述の誤り	<input type="checkbox"/> 一連番号を指定		
影響を及ぼす事項 (関係項目にレ印を付す)			
<input type="checkbox"/> 性能	<input type="checkbox"/> 互換性	<input type="checkbox"/> 関連装備品等への影響	
<input type="checkbox"/> 安全性	<input type="checkbox"/> 重 量	<input type="checkbox"/> JMS	
<input type="checkbox"/> 信頼性、整備性	<input type="checkbox"/> 価 格	<input type="checkbox"/> その他	
変更を要する技術指令書 (関係項目にレ印)		TO以外の技術出版物	
<input type="checkbox"/> TO-1	<input type="checkbox"/> TO-4	<input type="checkbox"/> その他TO	
<input type="checkbox"/> TO-2	<input type="checkbox"/> TO-5	[ ]	
<input type="checkbox"/> TO-3	<input type="checkbox"/> TO-6		
適用装備品等に対する影響 (関係項目にレ印)			
<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 対策のためTO改正案添付	
適用装備品等の名称、型式、種類、一連番号			

表 F.1—修理標準指示 (MEO) (続き)

摘要：次の項目をできるだけ明細に記入する。

- (1) 要処理現況又は正規品の名称、部品番号、所要量
- (2) 対策根拠資料又は適用理由、取得手配の経過  
(官給申請番号、日付、補給通知記号、日付、内容等)
- (3) 対策又は適用品の仕様、製作図面等及び正規品との比較
- (4) 使用可能理由等
- (5) 所見及び参考意見等
- (6) その他

附属書 G (削除)

2015. 12. 17

## 附属書H (規定) 診断報告書の作成及び提出要領

### H.1 目的

この附属書は、第4補給処補給担任品目について契約の相手方が提出する診断報告書の作成及び提出要領について規定する。

### H.2 様式

様式は、表 H.1 によるほか、用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番、横長に使用する。

### H.3 提出先及び提出部数

表 2 に示す各提出先に 1 部提出する。

なお、監督官の確認を受けた紙媒体を電子データ (PDF 形式) に変換し提出する。

### H.4 提出時期

契約全数の診断完了時とする。

### H.5 作成範囲

契約対象の品目について作成する。

### H.6 診断報告書記入要領

診断報告書記入要領は、次による。

- a) **会社発簡番号, 発簡日付** 契約の相手方の発簡番号及び発簡年月日を記入する。
- b) **会社名** 会社名, 工場名を記入する。
- c) **担当部署, 連絡先** 契約の相手方の担当部署名, 連絡先を記入する。
- d) **監督官** 診断作業を確認した監督官が記入する。
- e) **統制番号, DP 番号, 契約番号, 契約納期** 契約書に基づき記入する。
- f) **診断(部検)年月日** 診断を完了した年月日を記入する。
- g) **適用器材(機種)** 適用する器材名(機種名)を記入する。
- h) **技術資料** 診断作業で使用した技術資料等を記入する。
- i) **物品番号, 部品番号, 品名** 契約書に基づき記入する。
- j) **子部品等明細欄** 子部品等明細欄には、修理に必要な部品について記入し、記入要領は次による。
  - 1) **項目** “1” からの一連番号を記入する。
  - 2) **物品番号, 部品番号, 品名** 修理に必要な部品の物品番号, 部品番号, 品名を記入する。

なお、物品番号がない部品については、物品番号欄を斜線とする。
  - 3) **UPA** 該当する部品が契約対象品目 1 台に装着されているべき数量を記入する。
  - 4) **SER (No)** 診断作業を完了した契約対象品目の一連番号を記入する。

- 5) **修理可否** 修理の可否について会社所見を簡明に記入する。また、修理可である場合は見積書（様式任意）を添付する。
- 6) **数量** 契約対象品目1台を修理するために必要な部品数量を記入する。
- 7) **備考** 部品の状態を簡明に記入する。
- k) **その他** 診断報告書を補足するために、会社又は工場において作成した診断書等を添付書類としてもよい。

#### H.7 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 監督官の確認を受けた書面は、2.8.2に準じて契約の相手方が保管する。
- b) 監督官の確認を受けた書面と同内容の電子データ（エクセル形式）を、H.3の各提出先に1部提出する。
- c) この要領に疑義がある場合及び電子データの送付要領については、第4補給処資材計画部資材計画課統制班に照会する。

表 H.1-診断報告書

診断(部検)報告書													
会社発簡番号		会社名		担当部署		監督官							
発簡日付				連絡先									
次のとおり、診断(部検)の結果について報告します。													
統制番号	DP番号	契約番号	契約納期	診断(部検)年月日	適用器材(機種)	技術資料							
物品番号		部品番号		品名									
子部品等明細													
項目	物品番号	部品番号	品名	UPA	SER (No)	修理可否	SER (No)	修理可否	SER (No)	修理可否	SER (No)	修理可否	備考
					数量		数量		数量		数量		

2頁以降は、子部品等明細欄のみとする。



Blank Page

## 附属書 I (規定)

### TCTO完了報告の作成及び提出要領

#### I.1 目的

この附属書は、第4補給処補給担任品目について、契約の相手方が提出するTCTO完了報告の作成及び提出要領について規定する。

#### I.2 様式

表 I.1 によるほか、用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番、縦長に使用する。

#### I.3 提出先及び提出部数

表 2 に示す提出先に 1 部提出する。

なお、写しを第 4 補給処長（整備部長気付）に送付する。

#### I.4 提出時期

改修を実施した装備品等を納入するとき。

#### I.5 各欄の記入要領

各欄の記入要領は、次による。

- a) **部隊符号** TCTO を実施した会社等に付与された製造会社の指定番号又は工場補給単位番号を記入する。
- b) **TCTO 番号** TCTO を完了した TCTO 番号を記入する。
- c) **TCTO コード** TCTO を完了した TCTO コード番号を記入する。
- d) **完了年月日** TCTO が完了した年月日を記入する。
- e) **機種・型式又は P/N・S/N**
  - 1) TCTO が完了した航空機の機種又は装備品等の型式を記入する。
  - 2) TCTO の報告等に P/N 又は S/N で明記されている場合は、P/N 又は S/N で記入する。
- f) **装備品等一連番号又は完了数** TCTO を完了した装備品等の一連番号又は一連番号のないものは、その完了数を記入する。
- g) **監督官等確認欄** 監督官又は検査官が記入する。

表 I.1-TCTO完了報告

発簡番号 年 月 日 分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第4補給処調達部長 殿 所在地(連絡先) 会社名 代表者名 TCTO完了報告 標記について、次のとおり報告いたします。	
部 隊 符 号	
T C T O 番 号	
T C T O コ ー ド	
完 了 年 月 日	
機 種 ・ 型 式 又 は P / N ・ S / N	
装 備 品 等 一 連 番 号 又 は 完 了 数	
監 督 官 等 確 認 欄	年 月 日 所 属 階 級 氏 名

**附属書 J**  
**(規定)**  
**代替防食処理不具合報告の作成及び提出要領**

**J.1 目的**

この附属書は、第 4 補給処補給担任品目について契約の相手方が提出する代替防食処理不具合報告の作成及び提出要領について規定する。

**J.2 様式**

表 J.1 によるほか、用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番、横長に使用する。

**J.3 提出先及び提出部数**

表 2 に示す提出先に 3 部提出する。

**J.4 提出時期**

代替防食処理に関する不具合を発見した場合

**J.5 記入要領**

記入要領は、次による。

- a) **会社整理番号・日付** 会社整理番号、日付（申請年月日）を記入する。
- b) **会社名** 提出会社名を記入する。
- c) **項目 1** 装備品等が組み込まれている END ITEM 又は装置（システム）名を記入する。
- d) **項目 2** 代替防食処理部品の組込まれている装備品の品名、型式又は部品番号を記入する。
- e) **項目 3** 代替防食処理が実施されている品名又は部品番号を記入する。
- f) **項目 4** 代替防食処理を実施した会社名及び当該部品の製造会社名を記入する。
- g) **項目 5** 代替防食処理の承認を決定した官の名称とその年月日を記入する。
- h) **項目 6** 代替部品の製造年月日及び装備品に組込まれた年月日並びに当該部品の使用時間を記入する。
- i) **項目 7** 当該部品に係る関連 UR 番号等を記入する。
- j) **項目 8** 代替防食処理に関する不具合発生の時期及び場所を記入する。
- k) **項目 9** 代替防食処理の種類、不具合の状況、不具合発生原因等について詳細に記入する。
- l) **項目 10** 代替防食処理の実施の良否及びこれらの是正処置についての意見を詳細に記入する。

表 J. 1—代替防食処理不具合報告

代替防食処理不具合報告						
( 気付)	殿	会社整理番号		会社名	受付番号	
		日	付		日 付	
					受付機関	
1	適用装置名					
2	適用機器	品 名				
		形式又は部品番号				
3	代替部品	品 名				
		部 品 番 号				
主契約又は主製造会社						
4		製 造 会 社				
5	代替決定	担 当 区 分				
		年 月 日				
6	代替部品	製造及び組込年月日				
		使 用 時 期				
7	関 連 U R 等					
8	不 具 合 発 生 場 所					
9	不 具 合 の 状 況					
10	是 正 措 置					

**附属書K****(規定)****整備不具合報告の作成及び提出要領****K.1 目的**

この附属書は、第4補給処補給担任品目について、契約の相手方が提出する整備不具合報告の作成及び提出要領について規定する。

**K.2 様式**

任意とする。

**K.3 提出先及び提出部数**

表2に示す提出先に2部提出する。

**K.4 報告内容**

報告内容は、次による。

- a) 提出理由
- b) 調達要求番号
- c) 契約番号
- d) 調達物品の物品番号、部品番号、品名及び数量
- e) 整備不具合物品の数量、製造番号、製造年月、製造業者名及び前回修理年月
- f) 不具合発見工程
- g) 不具合状況
- h) 対策（不具合対策を実施又は検討している場合は、その概要を記入する。）
- i) 備考（不具合に対する所見を記入する。）

Blank Page

Blank page with faint, illegible markings.

Faint, illegible text on the right side of the page.

Faint, illegible text on the right side of the page.

Faint, illegible text on the right side of the page.

Faint, illegible text on the right side of the page.

Faint, illegible text on the right side of the page.

Faint, illegible text on the right side of the page.

Faint, illegible text on the right side of the page.

Faint, illegible text on the right side of the page.

Faint, illegible text on the right side of the page.

Faint, illegible text on the right side of the page.

Faint, illegible text on the right side of the page.

## 附属書 L (規定)

### 特定化学物質等使用装備品等報告の作成及び提出要領

#### L.1 目的

この附属書は、第 4 補給処補給担任品目について、契約の相手方が提出する特定化学物質等使用装備品等報告の作成及び提出要領について規定する。

#### L.2 様式

表 L.1 によるほか、用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番、横長に使用する。

#### L.3 提出先及び提出部数

表 2 に示す提出先に 3 部提出する。

#### L.4 記入要領

記入要領は、次による。

- a) **会社名、代表者名、所在地（連絡先）** 会社名、代表者名、所在地（連絡先）を明記する。
- b) **分類** 表 L.2 による。
- c) **区分** 表 L.2 による。
- d) **物品番号、部品番号、品名** 表 L.1 の例による。
- e) **適用機器** 特定化学物質を使用している主要装備品名を記入する。
- f) **製造又は納入会社** 表 L.1 の例による。
- g) **備考** 納入数量及び製造物品の場合は、適用仕様書を記入する。



表 L.1—特定化学物質等使用装備品等報告

第4補給処長 殿  
(整備部長気付)

特 定 化 学 物 質 等 使 用 装 備 品 等 報 告

会社名  
代表者名  
所在地 (連絡先)

分類：通信器材

区分	物品番号	部品番号	品名	適用器材	製造又は納入会社	備考
無線器材	4900-000-0000-5	000T-0000	トランス	送受信装置 (TYPE 名等)	〇〇〇電気KK	1EA

添付書類：なし

注記1 PCB、PCN 又は HCB を別々にまとめる。

注記2 分類ごと別葉とする。

表 L.2—分類及び区分

分類	区分
航空機	機体, エンジン, 搭載電子機器, 武器, その他
一般装備品 (通信器材を除く。)	ミサイル, 火器, 車両, 施設器材, 光学器材, 弾薬, 化学品, 繊維, 需品, その他
通信器材	有線器材, 無線器材, 電波器材, 情報処理器材, 航法器材, その他

**附属書M**  
**(規定)**  
**修理要領提案書の作成及び提出要領**

**M.1 目的**

この附属書は、第4補給処補給担任品目について、契約の相手方が提出する修理要領提案書の作成及び提出要領について規定する。

**M.2 様式**

表 M.1～表 M.3 によるほか、用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番、縦長に使用する。

**M.3 提出先及び提出部数**

表 2 に示す提出先に 3 部提出する。

**M.4 提出時期**

分任支出負担行為担当官が指示した場合は、速やかに提出する。

**M.5 作成**

分任支出負担行為担当官が指示する物品について作成し、監督官の確認を得なければならない。

**M.6 記入要領**

記入要領は、次による。

**a) 表 M.1—修理要領提案書**

- 1) **品名等** 本提案の対象となる物品の“品名、部品番号 (P/N)、物品番号 (S/N)、一連番号 (SER No.)”を記入し、“技術指令書 (No.)”の欄には記入の根拠とした T0 の名称と T0 番号を記入する。
- 2) **作成年月日等** 本提案を作成した年月日、会社名及び作成の根拠となる官の契約書、作成依頼書等の番号を記入する。
- 3) **監督官等確認** 監督官等が記入する。
- 4) **不具合の状況** 当該物品の故障、不具合等、性能、機能に支障を与えている原因、不良部品、調整不良等の状況を簡明に記述する。
- 5) **官への支援依頼事項等** 本提案の修理の実施に際し、官の支援が必要な場合に記入する。また、欄が不足する場合は、別の用紙に記入する。ただし、表 M.3 に係る物品等は、除外する。
- 6) **所見等** 会社の技術部門の所見として、当物品に対する最も効率的な修理要領について、その概要を記入する。

**b) 表 M.2—修理要領 (手順)**

- 1) **修理作業** 当該物品の故障，不具合等を修復するために行う，分解，交換，修正，組立等の作業の手順を記入する。この場合，該当する T0 等があれば，その手順を引用又は参考として記述し，その T0 等の番号，項目名等を併記する。
- 2) **調整・試験** 修理作業により，当該物品の性能，機能等が回復したことを確認するために必要な調整及び試験の手順を記述する。この場合は，該当する T0 等があれば，その手順の必要項目のみを引用又は参考として記述し，その T0 等の番号，項目名等を併記する。
- 3) **その他** 1) 及び 2) 以外で，修理の実施に必要な作業について記述する。
- 4) **所用 M/H 等** 1)，2) 及び 3) で記述した修理要領で，実施する場合の所要人時又は所要期間（人数×日）を記述する。

c) **表 M. 3—必要物品等**

- 1) **必要部品等** 修理に必要な部品及び材料等について品名，物品番号（部品番号を併記），技術指令書，単位及び数量を記入し，官給希望の場合は，“官給等”の欄に○印を付す。
- 2) **治工具等** 1) に準じて記入し，官の貸付を希望する治工具，計測器等については，“官給等”欄に○印を付す。また，“技術指令書”の欄には，当該治工具等を必要とする根拠 T0 等及び項目番号を記入する。
- 3) **その他** 1) 及び 2) 以外で必要な物品（装着試験のための装備品等）があれば記入する。

表 M.1-修理要領提案書

修 理 要 領 提 案 書	
品 名	
部 品 番 号	
物 品 番 号	
一連番号 (SER No. )	
技術指令書 (No. )	
作 成 年 月 日	
作 成 会 社 名	
作 成 根 拠 等	
監 督 官 等 確 認	
不 具 合 の 状 況	
官 へ の 支 援 依 頼 事 項 等	
所 見 等	

表 M. 2—修理要領（手順）

修 理 要 領 （ 手 順 ）
<p>1. 修理作業</p> <p>2. 調整・試験</p> <p>3. その他</p>
所要M/H

表 M. 3—必要物品等

必 要 物 品 等					
品 名	物 品 番 号 ( 部 品 番 号 )	技 術 指 令 書 ( F i g . I T E M )	单 位	数 量	官 給 等

Blank Page

Blank Page

**附属書N**  
**(規定)**  
**修理明細表の作成及び提出要領**

**N.1 目的**

この附属書は、第4補給処補給担任品目について、契約の相手方が提出する修理明細表の作成及び提出要領について規定する。

**N.2 様式**

様式は、表N.1によるほか、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番、横長に使用する。

**N.3 提出先及び提出部数等**

表2に示す提出先に1部提出するとともに、写しを要修理品に1部添付する。

**N.4 提出時期**

整備作業完了時とする。

**N.5 記入要領**

記入要領は、次による。

- a) **調達要求番号・契約番号** 当該契約の調達要求番号及び契約番号を記入する。
- b) **物品番号・部品番号・品名(型式)** 個別仕様書に示す物品番号及び品名(型式)を記入する。
- c) **一連番号** 当該契約要修理品等の一連番号を記入する。
- d) **適用技術図書** 修理明細表を作成するに当たって引用した文書名(仕様書番号、技術指令書等番号等)を記入する。
- e) **会社名** 修理明細表を作成した会社名を記入する。
- f) **監督官** 監督官が記入する。
- g) **監督官確認日** 監督官が記入する。
- h) **部位又は箇所・物品番号(部品番号)・品名・単位・数量** 診断報告書に基づき、各欄を記入する。
- i) **処置方法** 修理の工程で行った処置方法について具体的に記入する。
- j) **備考** その他記入の必要性が生じた場合に記入する。



表 N. 1—修理明細表の様式

## 修理明細表

調 達 要 求 番 号	
契 約 番 号	
物 品 番 号	
部 品 番 号	
品 名 (型 式)	
一 連 番 号	
適 用 技 術 図 書	
会 社 名	
監 督 官	
監 督 官 確 認 日	

